

相続ニュース

Vol.0063

2015年3月9日(月)
担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

結婚・子育て資金の一括贈与

はじめに

政府は、改正を目指しています。親や祖父母が子や孫に将来の結婚や出産、育児関連の資金を贈る場合に贈与税がかからなくなる制度を新設するというものです。

現状の教育資金の贈与の拡充

現在ある制度で、高齢の世代から、子供や孫の世代に資産を移す目的とする非課税制度であり、教育資金の1500万円まで一括贈与を受けた場合、非課税となるものです。30歳までに使い切れなかったなど一定の条件の場合、その時点で贈与税が課税されます。

この制度も今回の改正で拡充が図られます。期間延長（平成31年3月31日までに延長）や通学定期券・留学渡航費等の追加などがあります。

結婚・子育て資金の一括贈与

上記とは別に、結婚・子育てのために子や孫に金銭等を金融機関に信託した場合には、1人につき1000万円まで（結婚費用は、300万円まで）贈与税は課されません。

期間は、平成27年4月1日～平成31年3月31日まで。

50歳までに使い切れなかったなど一定の条件の場合、その時点で贈与税が課税されます。

注意点

注意点の一部を下記します。

- ・実施すると後戻りはできません。
- ・そもそも教育資金は、都度、渡しても非課税
- ・使い切れなほどの資金を渡してしまった。
- ・一括贈与なので、喜ばれるのは一度だけ。
- ・子・孫に平等に譲らないと不満が出てくる。
- ・孫は状況が分からず喜んだのは孫の親だった

おわりに

政府は、高齢者から若年層世代への資産移転を通じ国内消費の活性化につなげる狙いで、これらは相続税対策に活用できます。

ご相談は、ASKまでご連絡ください。

